自然災害発生時における業務継続計画
(障害福祉サービス類型：相談支援事業)

運営法人

法　人　名	特定非営利活動法人ココカラいわて
代　表　者	代表理事　上野 康隆
所　在　地	岩手県盛岡市三本柳 10 地割 102 番地第３ミネルバビル１Ａ
電 話 番 号	019-681-8880

事業所

事 業 所 名 （ 種 別 ）	指定特定相談支援事業所ココカラいわて （一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業）
代　表　者	管理者　上野　康隆
所　在　地	岩手県盛岡市三本柳 10 地割 102 番地第３ミネルバビル１Ａ
電 話 番 号	019-681-8864

1　総論

（1） 基本方針

①利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性がある方もいることに留意し、利用者の安全を守るための対策に最大限取り組む。

②サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っていることから、業務を極力継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

③職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念されることから、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な対応を講じる。

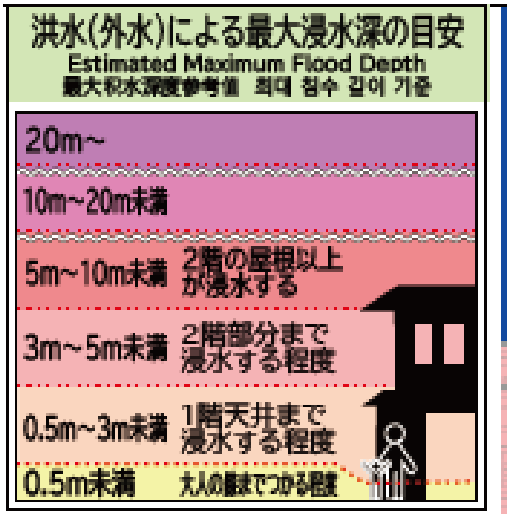
（2）推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	備考
責任者	代表理事 兼 管理者 兼 相談支援専門員		
取りまとめ（リーダー）	事務局長		
支援担当（連絡・調整）	相談支援専門員		
支援担当（連絡・調整）	相談支援専門員		
支援担当（その他補助）	ピアサポーター		

（３）リスクの把握

①ハザードマップなどの確認







一部抜粋：盛岡市公式ホームページ

「盛岡市防災マップ」（防災マップ 12（見前地区））

最終更新日：令和８年３月 24 日　閲覧日：令和８年９月 21 日

②被災想定

【自治体公表の被災想定】

（１）地震災害

・阪神・淡路大震災のような大地震が発生すると、現在の耐震基準を満たしていない古い建物では、その多くが倒壊すると想定される。

・また、家屋が密集した地域では、倒壊した建物により避難路がふさがり、消防や救援活動の妨げとなることが、地震の被害を拡大する要因となっている。

（２）水害

・河川沿いの地域では、梅雨や台風の大雨で、洪水により家屋が浸水するおそれがある。なお、平成 14 年７月には、台風第６号の影響による大雨で避難指示を必要とするほどの浸水被害が発生してる。

・また、市街地では、下水道などで処理しきれないほどの豪雨になると、マンホールから水があふれ出す。特に地下室のある建物では、地上が冠水すると、一気に水が流れ込み、地下室に取り残されるおそれがある。

（３）土砂災害

・盛岡市では、市街地の近くに山地や丘陵がせまっており、大雨や地震によりがけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が発生する危険性がある。

（４）火山災害

・盛岡市の北西にある岩手山は、気象庁が観測している活火山の一つ。最近では、平成 10 年に地震活動が活発になり、岩手山西側でマグニチュード 6.1 の地震が発生しており、過去には、溶岩流が流出する噴火も起こしている。

・火山による被害は、火山活動や気象条件により異なるが、市内に火山灰が降り、諸葛川流域等では火山泥流の氾濫も想定されている。

参考：盛岡市公式ホームページ「盛岡市でおこりうる災害について」

最終更新日：令和４年 10 月３日　閲覧日：令和８年９月 21 日

【自施設で想定される影響】

	当日	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
電力	復旧待機　→		復旧	→	→	→	→
飲料水	備蓄品　→		復旧	→	→	→	→
生活用水	備蓄品　→		復旧	→	→	→	→
ガス	プロパンガス　→						
携帯電話	復旧待機　→		復旧	→	→	→	→
メール	復旧待機　→		復旧	→	→	→	→

（４）優先業務の選定

①優先する事業

＜優先する事業＞

・利用者の安否確認・安全確保

・緊急相談への対応

・障害福祉サービス等の提供状況の把握

・サービスの継続・代替等の調整

・市町村、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等との連絡調整

・避難先における必要な支援の調整

・職員の安否確認及び勤務体制の調整

＜当座休止する事業＞

・緊急を要さない相談業務など

②必要な職員数

「優先する事業」を遂行するための必要職員数は２名とする。

※発災後６時間、1 日、3 日、7 日を目安として、想定出勤率 30%、50%、70%、90%の各段階における業務の継続・追加・削減・休止については別に定める。

※必要な職員数は各業務を同時に実施するための人数ではなく、職員が複数の業務を兼務することを前提とした目安である。災害時の実際の配置は、職員の出勤状況及び業務の緊急性を踏まえて管理者が調整する。

（５）研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

①研修・訓練の実施

第一に利用者及び職員の生命・身体の安全を最優先とし、事業所内外で被災した場合を想定して、本計画（以下「ＢＣＰ」という。）の内容を職員に周知するための研修及び訓練を定期的に実施する。

訓練は、災害発生時の役割分担、職員及び利用者の安否確認、関係機関との連絡・情報共有、優先業務の実施等を確認するものとし、年１回以上実施する。

また、研修・訓練の実施結果を記録し、課題をＢＣＰの見直しに反映する。

②ＢＣＰの検証・見直し

研修・訓練の実施後、実際の災害対応後、事業所の体制・設備・連絡先等に変更があった場合その他必要に応じて振り返りを行い、定期的にＢＣＰを検証・見直し、必要に応じて変更する。

2　平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
事業所事務所（法人事務所）	建築基準法上の基準を満たしている。（令和７年建築）	

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
書棚等の設備	転倒防止の対策を行う。	
消火器等の設備	設備点検と設備場所の確認を行う。	
避難経路の確保	避難経路を妨げることが無いように備品の配置、整理整頓を行う。	

③水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性、外壁等のひび割れや欠損等を定期的に確認する。	

（2）電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
なし	懐中電灯等を準備しておく。

（3）ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
プロパンガス	平時からプロパンガスを使用している。災害時には、ボンベ・配管等の転倒、破損、ガス漏れ等の有無を確認し、安全が確認できるまで使用しない。

（4）水道が止まった場合の対策

①飲料水

備蓄量：500ml ペットボトル 24 本（２日分×５人分）

②生活用水

備蓄量：ポリタンク 10L×５缶

（５）通信が麻痺した場合の対策

・公用携帯電話（スマートフォン）３台を使用。なお、バッテリー容量を定期的に確認する。

（６）システムが停止した場合の対策

・グループウェア等のクラウドサービスを利用するが、停電・通信障害等により利用できない場合を想定する。
・重要な連絡先、利用者の優先安否確認対象者一覧、関係機関の連絡先等については、必要最小限の情報を紙媒体等でも保管する。
・公用スマートフォン、パソコン等の使用に備え、常にバッテリー残量を確認しておくこと。
・通信障害時には、ＳＭＳ、メール、災害用伝言サービス等の代替手段を活用する。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

【利用者】

・断水時は、非常用トイレを使用する。

【職員】

・断水時は、非常用トイレを使用する。

②汚物対策

・断水等により排泄物や使用済み衛生用品が発生した場合は、衛生状態を確保できる方法で密閉・一時保管し、廃棄については自治体の指示及び通常の廃棄方法に従う。
・保管場所は衛生面及び安全面を考慮して設定する。

（８）必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	500ml×24 本	５年程度	事業所内	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
生活用水	10Ｌ×５個	事業所内	
非常用トイレ	10	事業所内	
救急セット	1	事業所内	

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
懐中電灯	5	事業所内	
電池	10	事業所内	

（9）資金手当て

・事業所建物は、火災保険・地震保険（三井住友海上）に加入。
・緊急時資金として、事業所に一定額の現金を保管しておく。

3　緊急時の対応

（1）ＢＣＰ発動基準

【地震による発動基準】
①事業所所在地周辺で震度５弱以上の地震が発生した場合
②震度５弱未満であっても、建物損傷、停電、断水、通信障害、道路状況等により通常業務の継続が困難となった場合
③その他、法人代表理事が必要と判断した場合
【水害・風水害による発動基準】
①大雨、洪水、土砂災害等により利用者又は職員の安全確保が必要となった場合
②避難情報の発令その他の災害情報により事業所の業務継続が困難となった場合
③その他、法人代表理事が必要と判断した場合

※法人代表理事が不在又は連絡不能の場合は、法人事務局長が代行する。

（2）行動基準

・利用者と職員自身の生命を守る行動を心掛ける。
・法人代表理事の指示に従い事業所に参集あるいは自宅待機などの行動を取る。

（3）対応体制

○統　　括　法人代表理事
　　災害対策の実施全般の指揮を行う。

○統括補佐　法人事務局長
　　統括の補佐。法人代表理事不在時の代行者を兼ねる。
○実 務 者　管理者及び相談支援専門員
　　関係機関との連絡・調整、利用者の安否確認、安全確保を行う。

（4）対応拠点

第１候補場所	第２候補場所	第３候補場所
事業所	代表理事の自宅	法人事務局長の自宅

（5）安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】
・管理者または準ずる相談支援専門員が中心となり、災害時優先安否確認対象者から安否確認を行う。
・安否確認は、原則として①電話、②ＳＭＳ・メール等、③家族・緊急連絡先、④利用している障害福祉サービス事業所等への確認の順に行う。
・それでも安否が確認できず、必要性及び安全性が確保できる場合は、訪問等による確認を行う。
・安否が確認できない場合は管理者に報告し、必要に応じて市町村その他の関係機関と連携する。
【医療機関への搬送方法】
・生命に関わる負傷・急病等の場合は 119 番通報を行い、救急搬送を依頼する。
・緊急性が低い場合は、本人・家族・医療機関等と連携し、必要な受診方法を調整する。

②職員の安否確認

【施設内】
・代表理事（代行者：事務局長）が事業所内で職員の安否確認を行う。
【自宅等】
・代表理事（代行者：事務局長）が、ＬＩＮＥ（法人グループ）を第一の連絡手段として職員の安否確認を行う。
・職員は、自身及び家族の安全を確保した後、ＬＩＮＥ（法人グループ）により、①本人の安否、②家族の状況、③自宅・周辺の被災状況、④出勤可否を報告する。
・ＬＩＮＥが使用できない場合は、ＳＭＳ、電話、グループウェア等、利用可能な代替手段を用いて報告する。

（６）職員の参集基準

・震度５弱以上の地震その他の災害が発生した場合、法人代表理事及び法人事務局長は、自身及び家族の安全、道路状況、建物の安全性等を確認した上で、参集の可否・要否を判断する。
・参集が危険又は困難な場合は無理に参集せず、電話、メール、グループウェア等により状況確認及び指示を行う。
・その他の職員については、発災後速やかに安否及び出勤可否を報告し、指示があるまでは自宅待機又は安全な場所で待機する。

（７）施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

・事業所はワンフロアで施設内避難は実施できないため、必要時は施設外に避難する。

【施設外】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	盛岡市立見前中学校体育館	都南公民館
避難方法	・徒歩避難を基本とする。 ・自力歩行による避難が困難な利用者については、消防・救急、自治体、関係機関等と連携して避難を行う。緊急避難上必要な場合には、社用車等の使用を検討する。	

※上記２つの避難場所は、盛岡市の指定緊急避難場所・指定避難所である。

（８）職員の管理(ケア)

①休憩・宿泊場所

災害発生後、職員が帰宅困難となった場合は、建物の安全性、衛生環境及びライフラインの状況を確認し、事業所での一時待機の可否を判断する。事業所での待機が困難な場合は、安全な避難場所等への移動を行う。

②勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性があることから、災害発生時であっても原則週１日は休日とする。

（９）復旧対応

①破損個所の確認

破損箇所の確認のため、被害箇所は写真を撮り、記録しておく。

②業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先を確認しておく。

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

被災状況やサービスへの影響等について、法人が指定する担当者が、関係機関及び利用者・家族等に必要な情報を提供する。

ホームページ等による公表を行う場合は、利用者・職員等の個人情報及びプライバシーに配慮する。

4　相談支援事業・固有事項

【平時からの対応】

・災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておく。

・緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所 団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

・なお、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行う。

・市町村と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努める。また、自治体から依頼があった場合には、個別避難計画策定へ協力する。個別避難計画、サービス等利用計画や利用者台帳間の情報連携を適切に図る。

【災害が予想される場合の対応】

・訪問系サービスや通所系サービス、居住系サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が 利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておく。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

・また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされる ことを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

・災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の

状態把握を通じ、障害 福祉サービス等の実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支 援が提供されるよう、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

・また、避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しな がら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。

・災害発生時で事業が継続できない場合には、市町村、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
令和８年４月１日	作成	岡部　健二郎
令和８年 10 月１日	【一部改訂】 ・災害リスク及びハザードマップの更新 ・優先業務・必要職員数・業務継続体制の見直し ・ＢＣＰ発動基準、安否確認・参集・避難手順の具体化 ・通信・システム障害、備蓄・衛生対策等の見直し ・研修・訓練、ＢＣＰの検証・見直し及び相談支援事業固有事項の充実	岡部　健二郎
令和８年 11 月１日	【一部改訂】 ・法人および事業所の所在地変更 ・管理者の変更	岡部　健二郎